

改正後

現行

(削除)

児童虐待防止ネットワークミーティング実施要領

(総則)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図り、これからの時代を担う子どもたちを虐待から守るために、児童虐待防止ネットワークミーティング（以下、「ネットワークミーティング」という。）を設置する。ネットワークミーティングにはネットワークミーティング全体会（以下、「全体会」という。）とネットワークミーティング部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 ネットワークミーティングの事務局は、健康福祉部子育て支援課内に置き、事務局長は子育て支援課長をもってあてる。

(全体会の目的)

第3条 全体会は、関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目的とし、次の関係機関・団体の代表者で構成する。

教育委員会、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間保育園、民間幼稚園、弁護士、健康福祉部、その他市長が必要と認める関係機関・団体の代表者

(全体会の開催)

第4条 全体会は年に2回開催し、次の事項について検討する。

- (1) 関係機関・団体相互の情報交換に関すること
- (2) 各関係機関・団体の役割の明確化と、連携の強化に関すること
- (3) 啓発活動に関すること
- (4) 現在活動中の事例に関すること
- (5) その他児童虐待防止策に関すること

(部会の目的)

第5条 部会は、個々のケースの情報を共有し、今後の方針・役割分担を明確化することを目的とし、ケースに関わる関係機関・団体で構成する。

(部会の開催)

第6条 部会は、事務局長が必要と認めた時に随時開催する。

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第7条 ネットワークミーティングに関わる構成員は、個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守し、ネットワークミーティングで知り得た個人の情報について、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。やむをえず情報を提供する場合は、活動に必要な最低限度の者に、最低限度の情報提供でなければならない。</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第8条 この要領について必要な事項は、子育て支援課長が定める。</p> <p>附則 この要領は、平成12年（2000年）5月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成13年（2001年）11月1日から施行する。</p>

改正後

(削除)

現行

【参考事例】保健師中心型

静岡県浜岡町（現御前崎市）子育て支援ネットワーク

1. 浜岡町の概要

- 1) 人口：24,037人（平成15年3月末現在）。なお、現御前崎市人口は35,305人。
- 2) 出生数（率）：268人（11.1）（平成14年）。
平成10～14年の合計特殊出生率1.79
- 3) 0歳から18歳までの児童数：0～4歳／1,307人 5～9歳／1,185人
10～14歳／1,235人 15～19歳／1,416人 合計23,854人（平成16年3月末）
- 4) 町の特徴：原子力発電所があるため、その関連企業が集まっている市。

2. 子育て支援ネットワークの設立理由及び設立時期

若い世代の流入が多く、人口規模の割に出生数も多い。また、転入者は近隣との関係が希薄で孤立した育児をしている人も多く、虐待に近い状況が見られる等母子への支援は大きな課題となっている。

平成8年度から母子保健関係の「子育て支援連絡会」を年3回開催している。平成11年に、4件の虐待事例に対応したことがきっかけで、児童相談所の地区担当児童福祉司が各機関に定期的な会議の必要性を提起・提案をした。これを受け、平成12年3月から「子育て支援情報連絡会議」が発足した。

3. 子育て支援ネットワークの特徴

町の保健師が町内の関係機関同士の連携の要となって機能させている。また必ず県職員が参加し、様々な判断が会議上でなされるため、児童相談所との連携がうまくいっている。

県や町の行政機関の人事異動があっても、町の保健師や保育所職員等地域の関係者が不変なので、機能は維持されている。

4. 子育て支援ネットワークのシステム

1) 組織

子育て支援ネットワークは、「子育て支援ネットワーク連絡協議会」とその下部組織の「子育て支援情報連絡会議」と「子育て支援連絡会」と「食育連絡会」によって組織されている。

2) 構成メンバー

①「子育て支援ネットワーク連絡協議会」は、関係機関の代表者で構成されている。

②「子育て支援情報連絡会議」は、町内の保育園（各3ヶ所）、子育て支援センター職員（各保育所と兼務）、児童館、町立幼稚園代表（1園）、主任児童委員、町（福祉係職員・健康増進係保健師、教育委員会教育相談員）、県（児童相談所児童福祉司、保健所保健師、福祉事務所家庭児童相談員）の子育て支援に関係する町内の

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>23 機関の関係者から構成されている。構成員でなくても事例にかかわる機関は参加</p> <p>③「子育て連絡会」は、主任児童委員、中学校、各小学校、学校給食センター、ことばの教室、町立幼稚園代表（2園）、各保育所、子育て支援センター、児童館、こども発達センター、総合病院、県（保健所保健師、福祉事務所家庭児童相談員）、図書館、教育委員会（学校教育課、社会教育課）、健康福祉課福祉係、健康増進係）</p> <p>④「食育連絡会」は、町内の学校や保育所の栄養士から構成されている。</p> <p>3) 活動内容</p> <p>①「子育て支援ネットワーク連絡協議会」 年2回開催され、参加機関の情報交換や連絡調整、各部会の報告を行っている会議。</p> <p>②「子育て支援情報連絡会」（子育て支援情報部会） 育児が健全に営まれるように年12回の他、緊急時は随時開催している会議。主に町の機関がそれぞれ抱えている新規及び継続事例について実名で報告し、家族背景や問題点、経過等を報告し、支援方針を検討。多機関が関係している事例については、その場で情報交換が行われると同時に、同席している県職員等から虐待の危険度の判断や援助の方向性を示唆されるため、地域での援助の役割分担が明確になっている。検討した事例については翌月、経過と援助結果を報告、再検討している。年1回（2月）、全事例を一覧表にし、経過報告している。 また、年2回は障害児を中心に実施。</p> <p>③「子育て支援連絡会」（母子保健部会） 年3回開催し、子どもの健康問題に対する情報交換や学習の場としている。</p> <p>④「食育連絡会」（食育部会） 年3回開催し、子どもの食の問題に対する情報交換や学習の場としている。</p> <p>5. ネットワークの効果</p> <p>① 会議で顔をあわせることで、参加者の信頼関係が構築され、日常的に情報交換されるようになった。また事例への対応する機関の役割が明確化され、参加者のスキルアップと情報収集力アップにつながった。</p> <p>② 健診や遊びの場面で気になった親子に対しては、事前に連絡した後保健師や保育士が早期の軽いレベルから丁寧に援助を行う体制ができた。</p> <p>③ 「日本版エジンバラ産後うつ病自己評価表」を乳児家庭訪問の場で全員に記入してもらうことで、保健師が最初からきめ細かい対応ができるようになった。</p>